



### 3 会議の経過

- (1) 開 会
- (2) 社地域小学校等施設及び跡地における活用案（素案）について（説明）
- (3) 社小学校等の施設及び跡地の活用方法について（協議）
- (4) 閉 会

### 4 会議内容

- (1) 社地域小学校等施設及び跡地における活用案（素案）について（説明）

市： これまでの地域や民間事業者との協議、そして個人や法人からの跡地活用に係る提案を踏まえ、社地域5小学校、米田こども園及び鴨川保育園の7施設について、現時点における各施設の活用案を作成したので、説明するとともに、活用案に対して意見徴収及び協議させていただきます。

資料2ページをご覧ください。跡地等の活用に係る市の方針は3つで、1つ目が公共施設の集約化に伴う地方債の活用です。社学園の建設工事で有利な起債を活用するため、閉校後に活用する施設の延床面積は約7,800㎡以下にする必要があります。加えて令和7年度から閉校により活用しなくなった施設の解体撤去工事も有利な起債の活用が可能になったことから、7,800㎡以下であっても活用しない施設についても令和12年3月31日までにすべて解体撤去する方針です。ただし、施設の所有権を加東市以外に移転する場合は、解体撤去せずに存置することができます。また、米田こども園、そして鴨川保育園についても、令和12年3月31日までに解体撤去する場合、有利な起債を活用することができます。

2つ目の方針として、活用の優先順位は市、地域、民間の順番で検討します。つまり、市及び地域で活用しない場合は、民間事業者への売却や施設の解体撤去を実施します。

3つ目の方針として、費用負担の考え方ですが、公共施設として活用する場合のみ改修工事費等すべての費用を市が負担します。また、施設を減築して地域が使用する場合は、市が減築費用を負担します。

次に、現時点の跡地の活用案になりますが、社小学校は市及び地域による効果的な活用がないこと、そして土地について、民間事業者による効果的な活用があることから、住宅地として民間事業者へ売却します。福田小学校も同様の理由で民間事業者へ売却または貸付します。米田小学校については、地域による効果的な活用がない、底地整理が未完了である、市内各所からのアクセスが良いため、市が引き続き公共施設用地として活用します。ただし、有利な起債を活用するため、施設は令和12年3月末までに解体撤去します。三草小学校は、市及び地域による効果的な活用がない

こと、施設及び土地について、他の行政機関や民間事業者による効果的な活用の可能性があることから、現在、他の行政機関による公共施設としての活用を要望しています。鴨川小学校は、土砂災害警戒区域であり、安全性が確保できないことから、施設の解体撤去後、土地所有者に土地を返還します。米田こども園は市及び地域による効果的な活用がないこと、底地整理が未完了である、活用にあたっては課題があることから、底地整理が完了するまで市が保有し、適切な時期に活用方法を決定します。ただし、施設は令和 12 年 3 月末までに解体撤去します。鴨川保育園も、鴨川小学校と同じ理由で施設を解体撤去し、土地所有者に土地を返還します。結果として、現時点で、市は米田小学校と米田こども園の土地のみ保有する予定です。今後、地域や民間事業者との協議に加え、提出していただいた意見や提案も参考に、令和 8 年 3 月末に跡地等の活用方法を決定する予定です。なお、民間事業者による活用の可能性を考慮し、早急に跡地等を活用する必要があると判断した場合は、市民や議会に説明の上、施設ごとに事業実施に向けて取り組みます。

この活用案による今後のスケジュールですが、社小学校は令和 10 年 9 月まで北播磨県民局に校舎及び運動場を貸付するため、令和 11 年度に解体撤去する予定です。その他の学校等は、予算を平準化するため、表に記載のスケジュールを予定しています。なお、現時点でのスケジュールになるため、変更になる可能性があります。

次に跡地等の活用に係る検討についての説明になりますが、先ほど説明した市の方針に基づき、まずは公共施設としての活用を検討し、その次に地域、最後に民間事業者への売却や施設の解体撤去の順に検討しました。

公共施設としての活用については、令和 3 年度から市内部で検討してきましたが、公共施設の適正化の推進に加え、施設規模や老朽度、費用対効果から利活用に適した活用方法がないため、現時点で土地を除き、施設については公共施設として活用する予定はありません。しかし、将来的な公共施設の建築の可能性、底地整理などを考慮し、米田小学校と米田こども園の跡地について、引き続き市が保有し、公共施設として活用するなど、適切な時期に活用方法を決定します。

次に地域による検討です。令和 6 年 6 月から 10 月まで、区長会、婦人会など各団体の代表者で構成された小学校等閉校後施設活用検討委員会で協議し、その結果、福田地域から公共施設としての活用案や、鴨川地域から公共施設として活用する場合の地域における活用案が提出されました。地域から提出された公共施設としての活用案については、使用頻度が少ないことに加え、代替施設での活用が可能であると判断し、現時点で公

共施設として活用する予定はありません。なお、社小学校の閉校後施設活用検討委員会は令和6年に2回開催し、その中で地域コミュニティ施設、スポーツ施設、避難所が必要である、避難所がなくなるのは不安である、地域では、人的にも費用面でも維持管理するのは難しいため、公共施設として残してほしい、土地の一部に地域コミュニティ施設を建築し、残りを住宅地として売却するのがいい、地域コミュニティ施設としての具体的な活用案の検討は難しい、社小学校は、唯一住宅地として売却できる土地であり、社小学校を残した場合、他の小学校を残せないことから、人口増、財源確保の観点からも、住宅地として売却するのがいいなどの意見が出た結果、最終的に、避難所及びコミュニティ施設の建築は希望するが、社小学校施設及び跡地については、全て住宅地として売却するという結論になりました。この検討委員会の意見に対する市の考え方として、「避難所については、社学園など別の避難所の活用が可能であると考えます。また、地域コミュニティ施設については、具体的な活用案がなかったことから、現時点で地域コミュニティ施設を整備する予定はありません。加えて、社小学校周辺は住宅地が密集しており、より良好な住宅環境を整備することがより良い活用方法であると考えます。」という考えから、現時点で住宅地として民間事業者へ売却する活用案としています。その他の地域については、時間の都合により、後ほど資料を読んでもいただきたいと思います。多くの地域で社小学校区と同様に避難所がなくなることにに対する不安と、地域コミュニティ施設を残してほしいという意見が出ていました。

次に資料10ページ、民間事業者への売却等について検討しました。市及び地域による効果的な活用がないことに加え、民間事業者からの提案を踏まえ、効果的な活用の可能性がある社小学校及び福田小学校の跡地を民間事業者へ売却または貸付します。

次に、活用を検討するにあたっての留意点について説明します。資料11ページをご覧ください。

まず施設の老朽度についてです。令和3年3月に劣化状況調査を実施し、その結果、引き続き一定期間使用する場合は、長寿命化改修工事を実施する必要がありますが、ほとんどの施設が活用可能です。なお、米田こども園と鴨川保育園については劣化状況調査を実施していないため、活用する場合は調査を実施する必要があります。

次に施設に係るコストです。引き続き使用する場合、設備も老朽化していることから、長寿命化改修工事費が高額になる可能性があります。また、施設規模が大きいため、維持管理費も高額になります。加えて、令和12年3月31日までに解体撤去しない場合は、有利な起債を活用できないので、

市の解体撤去費の負担額が大幅に増えることとなります。

次に地域コミュニティ施設の必要性ですが、現時点で使用頻度が少ないことや具体的な活用案がないことから、地域コミュニティ施設の必要性は低いため、使用頻度の少ない施設を積極的に活用していただきたいと考えます。

次に施設利用者への対応です。閉校施設については、条例を制定し、学校施設を目的外使用されていた団体等に引き続き使用していただいています。今後の使用については、部活動の地域展開、つまり学校で部活動をするのではなく地域で活動する形になりますと、学校施設の使用状況も変わってきます。そういったところを踏まえて検討する必要がありますので、引き続き調整しながら新たな活用場所の確保に努めます。

次に避難所の必要性です。社学園が避難所になるということで、避難所の収容人数は242人多くなり、現状より増えることとなります。しかし近くの避難所がなくなるため、早期避難が可能な場合は早期避難を実施するとともに、引き続き避難所として使用できる施設があれば、指定していきます。避難所の指定に当たっては、高齢者や障害のある方など避難に支援が必要な方を取り残さないように、規模の小さい施設にも着目した分散避難の推奨や、避難に支援が必要な方の避難手段の確保、要はバスやタクシーを使って輸送するというようなことも検討しています。具体的には、民間事業者、バス会社やタクシー会社と現在協議をしており、引き続き安心安全なまちづくりに努めていきます。

次に民間事業者による活用の可能性です。令和5年8月から9月にかけてサウンディング型市場調査を実施しました。このサウンディング型市場調査というのは、公共施設や公有地などの活用を検討する際に、民間事業者と直接対話することで、民間事業者による活用の可能性、実現の可能性、効果的な活用方法などを把握する手法です。その結果、5者が参加し、社小学校については、店舗、公園、こども園を併設した戸建て住宅や賃貸住宅という提案がありましたので、こういった提案も踏まえ、現時点で住宅地として売却という活用案としました。

次に暫定利用についてです。社小学校については、令和8年3月から10年9月まで校舎、運動場、そして校舎前の駐車場を貸す予定にしています。その他の小学校の運動場と体育館については、現在、スポーツ団体等に活用していただいております、準備期間を含めて跡地の活用が始まるまでは引き続き使用できるようにしたいと考えています。こちらについても現時点での予定です。

資料15 ページからはこれまで検討してきた取組内容について記載して

おりますので、後ほどご覧ください。

次に有利な起債の活用についてです。資料 17 ページをご覧ください。跡地等で主に活用可能な地方債は 3 つあります。社学園の建設工事と閉校後に活用しない施設の解体撤去費については、1 番上に記載の公共施設等適正管理推進事業債（集約化・複合化事業）を活用したいと考えています。これは、例えば解体撤去費が 5 億円だった場合、その 90%、4 億 5000 万円を借りることができ、後ほど地方交付税を算出する際にその半額、2 億 7500 万円が計算に入って交付されるということになりますので、この起債を活用すれば、解体撤去費の約 45%程度、市の負担が減ることになります。この借金を活用する条件が新しい施設の供用開始から 5 年以内に解体撤去しなければならないことになっています。なお、令和 12 年 4 月 1 日以降に解体撤去した場合は、資料 1 番下に記載の除却事業を活用することとなり、交付税措置率 0%ですので、解体撤去費はすべて市が負担することになります。そういう意味で有利ということで説明しています。

次に加東市の財政見通しについて説明させていただきます。資料 18 ページをご覧ください。本市では、令和 5 年度以降は単年度会計で赤字、つまり 1 年間に入ってくるお金よりも出ていくお金の方が多い状態、赤字の状態になっております。令和 5 年から令和 16 年までの歳入歳出の不足額合計は、現時点で 96 億 1,700 万円と予測しています。これらの不足額については、これまで積み立ててきた基金いわゆる貯金を切り崩して賄っていく予定です。ただ、歳入歳出の不足の際に充当できる貯金、財政調整基金とありますが、この貯金が令和 16 年末には下の表に書いてあるとおり、2 億 7,600 万円になると予測しています。実際にその上の表を見ていただきますと令和 5 年度で足りなかった金額が 5 億 1,800 万円ですので、この 2 億 7,600 万円は、決して多い金額ではありません。加えて、今後、人口減少少子高齢化が進展し、歳入が減る一方で、物価高騰等により歳出が増えていくという状況が予想される中、持続可能なまちづくりを進めていくためには、必要な事業を計画的に進めながら、財政の健全性を維持するよう努めていく必要があります。ですので、不要な施設については、解体撤去していく必要があります。

次の 19 ページ、20 ページは避難所について記載していますので、後ほどご覧ください。

最後に 21 ページに、令和 5 年 11 月から令和 7 年 9 月まで個人や民間事業者から提出された提案をまとめています。地域、民間事業者、個人ごとに提案を記載していますが、時間の都合により、社小学校だけ説明させていただきます。

民間事業者からは提案が2件提出されました。店舗、公園、こども園を併設した戸建て住宅、賃貸住宅の提案と、近隣の観光施設の駐車場の提案でした。提案の前に二重丸や、四角や、黒丸を記載していますが、表の1番下に記載しているように、二重丸は提案者が自らの費用で自ら実施する提案、四角は市に実施してほしい提案、そして黒丸はクラウドファンディングであったり補助金を活用したりする、または市の人的又は資金面での支援が必要という提案になります。ですので、社小学校で提出された住宅地として活用する提案については、民間事業者が自ら実施する提案です。また、個人からの提案は3件ありました。習い事集約拠点ということで、子供がダンスやスポーツなど運動系の習い事や、書道や塾、プログラミングなどの学習系の習い事を自由に選択して学べる施設としての提案や、高齢者が市や社会福祉協議会などと一緒に学んだり遊んだり、市の問題解決への取組や悩み事の相談を行うことで、生き生きと加東市で暮らせるシニア学校を作ってはどうかという提案、そして、住宅地として売却する提案を受付しました。他の小学校については、後ほどご覧いただきたいのですが、参考として、事業者が自らの費用で自ら実施する提案として、福田小学校でナイター照明付きサッカーグラウンド及びクラブハウスの提案が、三草小学校で放課後デイサービス事業、生活介護就労支援型B型事業を行う地域に開かれた福祉事業所の提案が出ています。以上、資料についての説明とさせていただきますが、先日、11月20日に各地区区長様が出席された会議でこの資料の記載内容について質問がありましたので、補足で説明させていただきます。

資料3ページに記載している(3)費用負担についてですが、「施設を減築後、地域が使用する場合は、市が減築費用を負担する」部分について、市が減築後、無償譲渡してもらえるのかとご質問をいただきましたが、原則有償譲渡になります。また、避難所がなくなるのは不安である、社学園に行くためには坂を登らないといけないが、高齢者が登るのは大変であるとの意見をいただきました。これまでと同様の説明になりますが、避難所のためだけに施設を保有しておくことは考えていないため、早期避難の実施、避難所の追加指定、分散避難、避難に支援が必要な方の避難手段の確保などを検討実施するとともに、災害の状況に応じて市として最善策を講じたいと考えます。

## (2) 社小学校等の施設及び跡地の活用方法について（協議）

委員： 資料2ページの有利な起債を活用するための面積要件のことですが、米田こども園と鴨川保育園の延床面積は含まなくていいんですか

市：米田こども園と鴨川保育園は令和7年4月から加東みらいこども園に集約化したため、一部減築するだけでも有利な起債を活用することができます。

委員：米田こども園の駐車場の件ですが、きちんと協議がなされないまま地区の土地に停めていたと聞きました。民間事業者に貸付する場合、地域の土地を使わないような方法で貸し出しする必要があると思います。

市：駐車場は5台程度しかなかったように思いますが、状況がわからないので、確認しておきます。民間事業者が活用する場合は、市所有部分についてきちんと説明させていただきます。そのうえで、足りないようであれば地域と直接交渉していただくことになります。

委員：避難所の件ですが、早期避難や避難所の追加指定をするとのことですが、仮定の話ばかりですが、災害はいつ起こるかわからないことと、実際の避難の際には、まず健康な人が避難して自分の安全を確保してから要支援者を迎えに行くことになることを考えると、ちょっと安易な感じがします。

市：現在、1施設について、避難所の追加に向けて協議をしています。また、避難手段の確保についても、バス事業者やタクシー会社と協議をしています。ただ、相手のあることですので、必ずできるかといふとなかなか難しいとは思いますが、できる範囲の中で取り組んでいきます。

委員：社の市街地は、嬉野地区もあるので人口の1割として、それだけの人が例えば地震で被災するとすると、この高低差がだいぶつらいと思いますし、街並みが古いため避難がスムーズに行くのか心配です。

市：そのために防災課からお願いしているのが、自主避難や、今ある施設が限られていますので、避難経路を自分達であらかじめ確保し、確認するため各地区で避難訓練などもしていただいています。それにプラスして、地区の公民館を一時的な避難所に活用する場合を想定し、市が作成した避難所運営マニュアルを全区長様にお配りしています。施設面でいくと、いろんな施設の整備や確保は必要です。ソフト面も当然、お手伝いしながら、市だけでできるものではないので、区長さん方の力もお借りしながら、支援者名簿を作って、誰が支援をするのかについても、地区の方でも進めていただいていると思いますので、そういうことを総合的にやっていかないと今ある災害から皆さんのお命を守れないため、ご協力頂く必要はあると思います。

委員：要支援者名簿は民生委員さんとか、ごく一部の人に配布していただいています。公表はしないでくださいと聞いているため、ごく一部の人しかわかりません。どこの人が助けて欲しいか、外見的に支援が不要に

思えても助けて欲しい方もいらっしゃる。近所の方は知っていらっしゃると思いますが、個人情報があるのもわかりますが、要支援者の名簿の取り扱いをもう少し考えていただきたい。いざというときに民生委員さんと区長でどこまでフォローできるかという不安や、震災の経験もないので無理があります。また、昔、明石で災害に遭遇しましたが、マンホールが競りあがって、とても道路は通れない状況なので、バスとかを動かすのは到底無理です。だから、もうちょっと具体的な現実的な人員の移動方法を考えていただく必要があります。

市： 様々な災害を想定する中で、交通機関と協定を結んで早期避難ができる場合もありますし、例えば別に地震の場合は、区長さんがおっしゃったように車で移動できないこともありますので、この場合はこれが有効、この場合はこれが有効ということも含めて、しっかりと考えていけないといけないと思っています。

委員： この辺は津波がないんで、地震が一番メインかなと思いますし、いろいろ移動方法を考える必要があるとおっしゃっていましたが、以前大分で火事があった際に消防のホースが邪魔になって、移動できない方が多くあったという状況でしたので、火事の時も移動ができないということを念頭に、地元も考えないと駄目ですけど、要支援者を公表できない状況でどうしたらいいのかと思っています。

市： 要支援者の話になると、福祉の方との連携の話もありますので、話がそれてしまいますけれども、助けて欲しいという人については、地区の方々、民生委員さん、ご本人を含めてしっかり避難計画を立てていこうとしていますので、そういう取組も大事なのかなと思います。

市： 要支援者の方については、個別避難計画とか、場合によっては、担当のケアマネージャーさんなどがいらっしゃって、早期の避難とかをあらかじめ勧告されたり、医療的ケアが必要な方で、その状況によっては、おうちにいらっしゃる方が一番いいということもありますので、それぞれの方に応じた対応をさせていただくように個別避難計画等を作成させていただいています。ただ、例えば社小学校の場合、体育館には冷房も暖房もありません。医療的ケアが必要な方が、冬場に冷房も暖房もないところに近いから避難するのがいいかといえば、当然そうではないと思われそうですので、その辺りのところも含めて避難については、計画をたてています。一般の方についてもそれぞれの状況に応じ対応をしていただく形になります。例えば一例で言うと、過去に大きな台風の際に、停電になりそうなので体育館に行った方がいいかと問い合わせがありましたが、足や肢体が不自由な方が体育館に行

かれた方がいいのか、普段生活し慣れた自宅で過ごされるのがよいかといった場合、安全であるならば自宅で過ごされる方がいいという場合もありますので、ケアマネージャーさんなどと相談しながら、福祉部局で個別に対策させていただいています。そういった個別対応から漏れている場合や、難しいケースがあるのであれば、福祉部局と相談していただきたいと思います。

委員： 千鳥川の北側、社の北部は、地形的に土地が低いです。そこから避難する場合は社小学校に避難することになりますが、千鳥川の橋を渡って坂道を上がって小学校まで避難しないと食料とかいろんなものがないから、そこに避難してくださいとなっていますが、川の北側、北部に避難所があってもいいのではと思います。千鳥川の橋のところ、加東市民病院のあたりで曲がりくねっている。60年ほど前に川が切れて、地形が変わってしまい、川の流れが変わったので、絶対切れないことはないので、川の北側に避難所があってもいいのではないかと思います。

市： 各地区の公民館を活用していただくのは難しいですか。

委員： 他の地区の公民館はいいかもしれませんが、私の地区の公民館は古くて使えません。2階にたくさんの人が上がったら狭いし、1階が落ちないか心配になります。

市： 他の公民館に避難していただくのは難しいですか。

委員： 他の公民館に行くことはできるが、川があつてせき止められるので、大雨の時に川の向こうに行けません。社小学校は上がっていかないといけないので、いけません。今、大きな橋になっているから大丈夫だと思いますが、昔は橋が落ちたことがあります。川の北部に1か所避難所があればいいと思います。山の高いところばかりにあるように思います。

委員： 高いからいいというものもあると思います。

市： ルートインができて、災害時の協定について調整をしていたと思いますので、最終的にどうなったかわかりませんが、そういった施設を増やしていければと思います。また、公民館も活用していきながら、出来るだけどこに逃げればいいのか、浸水想定区域もありますので、その区域内で指定はできませんが、指定できる施設については、所有者さんと調整していきたいと思っています。

委員： このようにまとめていただきましてありがとうございます。また、2回ほどの交流会を開いていただきまして、資料に書いてあるように、各地区から出た主な意見に対し、跡地活用において前提条件があつ

て、行政ができる範囲があり、地域が使わせてほしいといっても、利用頻度や費用対効果を考える必要があり、地域で使われるのであれば費用を負担してくださいと言われました。これは、20年ほど前から建物の適正配置などが言われる中、維持管理費はすべて市が負担しなければいけない、大きな財政負担がある中、国が進めてきた事業だと思います。その中、計画通りに小中一貫校を建設した加東市は素晴らしいと思います。相当な住民の不満があったはずです。小学校や各施設がなくなるということは町が衰退するという意識があります。避難施設の問題もある中、財政面のことを考え、やってこられたのは素晴らしいと思います。延床面積を減らすことが国の基準という中、閉校後の施設を利活用するといっても新しく建てることはできないと思います。ただ、避難所として残してほしいといった場合、残してもらえますか。市が改築費用をもつことはできませんか。

市： 減築しないで改築するということですか。

委員： 減築とはどういう意味ですか。

市： 減築とは、具体的にいうと、旧東条東小学校の場合、コの字型の建物を片方の棟を潰して、残りの棟を使っています。

委員： 体育館は減築できないですか。

市： 減築を想定しているのは、校舎で、体育館を減築するのは難しいと思います。

委員： 6ページの「社小学校は唯一住宅用地として売却できる土地であり、社小学校を残した場合、他の小学校を残せないから、人口増、財源確保の観点から、住宅として売却するのが良い」という記載が気になります。

市： 当時そのようなお話だったと思います。当時議事録も確認いただいています。

委員： 確認はしたけど、施設の老朽化、起債の問題、コストの問題、地元で費用を負担しなければならないなどの問題からこのような判断をしたということが伝わらないように思います。

市： そういう思いが伝わるような記載に変更します。

委員： 先程、市が言われた避難の問題ですが、限界です。市も職員が減ってきているのはわかりますが、地域も高齢化により助ける人がいません。例えば地震の場合、大きな地震の時は道路が寸断されている可能性があることから、大きな道まで自治会で誘導するので、そこからバスなどで高低差を上がっていくなど、防災課でいろんなことを想定をしてほしいです。

市： 社の方は距離的に近いですが、福田や三草は社学園までにかなり遠くなると思います。

委員： 遠いところが優先されるので、近くのところは自分達で頑張れという風になると思います。

委員： サウンディングのことですが、利用の提案だけですか。私がしますという提案ですか。

市： 自分の提案だけでなく、活用する場合の懸念や、どんなふうにしたら売却出来るのか、どんな活用方法がありますか。どんな方法であれば民間事業者が活用できますか、どうすれば持続可能な事業ができますかといったことを対話型でお伺いするものです。

市： サウンディングはいろんな事業者からのご提案をこちらの条件に合わせてお聞きするということですが、基本、プロポーザルとか公募型でやるということになってくると、こちらが求めているものが本当にできるのかどうか、ご提案をいただけるかどうかというのが勝負になってくると思いますので、その前段として、いろんな事業者がどういうことをしたいか、どうやれば持続可能な施設になっていくのかといったところをお聞きしながら、それをプロポーザルの仕様の中に反映していくというような形になってくるかと思っています。

委員： どこかの一流企業に一括して住宅開発させることになるんですね。

市： 仕様の作り方にもよりますが、2万7,000㎡という形の中で結構な面積になりますので、区枠を割るとか、そういったことも含めた提案であったり、市としてどういう形のまちづくりにしたいかというのを明確にしていけないといけない部分もありますし、そういった中で大手企業さんがどれだけのご提案いただけるかということになってくるかと思っています。前の部署でいろんな不動産事業者といろいろお話する機会があったんですが、社小学校は、そういう事業者から見ると、ポテンシャルが高いです。

委員： 市の中心地だし、都市計画上の地域もそうです。都市計画を変更する必要もあると思います。用途変更をする必要があると思います。

市： 現在、都市政策課で線引きの廃止も検討しています。ただ乱開発にならないよう、市独自の網をかけていくという必要もありますから、そういった検討をしているところです。

委員： 用途変更をする可能性もあるわけですね。

市： 規制がなくなるということではありませんが、非線引きや、こういった形でまちづくりをしていくのかといったところを検討しています。

委員： 第2回のときの議事録で委員は全て売却との意見が多いので、これ以上会議をする必要はないのではないかとか、跡地は全て売却という意見をまとめた結果、「避難所及び地域コミュニティ施設の建築は希望するが、社小学校の施設及び跡地については、全て住宅地として売却する」と市がまとめていますね。

市： 市がまとめたのではなく、小学校等閉校後施設活用検討委員会で決定しました。

委員： 売却という意見が多いため、この結論になったととらえたらいいんですね。全員賛成で売却するということに決まったということではないですね。

市： そうですね。

委員： それしかないという方向で決まったという感じです。

市： 第2回目の会議のときに第3回の会議をいつしようかという話になりましたが、というのも、売却の方もいらっしゃいましたし、もう少し検討する方がいいんじゃないかという意見の方もいらっしゃったので、市としては、もう少し検討させていただく方がいいと思い、日程調整の話をしている中、もう多数決でいいんじゃないかといった話になり、最後にバタバタと決まったという感じでした。だから、先ほど委員さんが言われたように総合的に判断した結果、このような結果になったものであり、積極的に売却でいいんじゃないかという終わり方でなかったことは市も認識しています。

委員： ホームページに載ったときの住民の受け取り方を心配するんですけど、例えば21ページの地域からの提案のところですが、これはこのメンバーでの提案ですか。

市： 閉校後施設活用検討委員会で出た提案をここに記載しています。ただ社地域については、他の場所に地域コミュニティ施設は希望するが、社小学校の施設と跡地については、住宅地で売却するという結論になったため記載していません。

委員： 結論はそうになりましたが、それまでの過程でシニアクラブや婦人会での活用場所がないなどの意見を言っていました。

市： それは市から「もっと使い道はないですか。」とか、「どれぐらい使用しますか」などを何度も聞かせていただきましたが、「具体的な活用方法はない」との意見でしたので、空欄となっています。

委員： 建物がほしいだけだったからですね。

市： 果物の販売であったり、和太鼓や踊りの練習であったりといった具体的な案が出たところは記載させていただいています。

委員： あの時は維持管理費が高いということもあって、売却するしかないという方向だったと思います。だからここは空欄かなと思います。会議もこれ以上しないという流れでいったと思います。ただ、別の委員がおっしゃったように、総合的に考えた結果、判断したということだけは何か記録に残してほしいです。

委員： 小中一貫校建設の時に跡地の問題が出たと思うが、どんな意見がでたのか教えてほしい。

市： 当初、公共施設適正化計画を策定したときに初めて小中一貫校建設の話が出て、その跡地については、当時は地域コミュニティが今から希薄になっていく中で、大切だということでした。その一方で、大前提として同規模の3町が合併しましたので、同様の施設が3つある状態の中、加東市がこれから市として動いていく中で、行財政改革を進めていく必要があります、これだけの施設がいるのかという観点（公共施設の適正配置）がありました。当然学校についても、小中一貫校建設による効率的な行政運営であったり、もう一方で、やはり小中一貫教育を進めていく上で、先生も日頃頑張っておられると思うんですけど、加東市にはこういう教育があるんだ、そこを目指して、他地域からもここに通わせたいと思っていただけるような学校づくりをして欲しいというところもありますし、それに向かって今、先生方は頑張っていると思います。その中で年数が経つにつれて、物価高騰であったり、人口減少が加速度的に、当時は予想だにしなかったスピードで進んできており、当然小中一貫校の整備は大きな行政投資が必要になりますので、今後、子供達に何を残していくのか、を考えていく中で、今の段階でしっかりと決断していかないといけない。必要なものは残すが、使用されていないもの、行政効率の悪いものは潰していかざるを得ないという考えのもとで進んできています。

委員： それは適正化計画を立てなさいとの国の方針もあったから、計画を立てたと思いますが、計画ではコミュニティ施設や防災施設などみんな同じことが書いてあるので、全て残さないといけなくなるのでは、と思いました。確認ですが、当時は跡地活用について何も意見がでなかった、新しく作る建物のことに集中していたということですね。

市： 社、滝野地域はほとんど意見がでませんでした。東条地域は文化会館を潰すという話をしたら、それがメインみたいな話になってしまいました。

委員： わかりました。

市： この度、現時点での素案ということで、市の考えた活用案をお示し

しました。皆様が残して欲しいと思われる気持ちとか、避難所がなくなることにに対する不安というのもよくわかります。これは、自分のためじゃなくて地域の方のために一生懸命発言していただいていることも大変よくわかっています。その中で先ほど説明させていただいたように、市の財政状況が非常に厳しい。今後のことを考えると、避難所のことや地域コミュニティ施設、地域が活性化しなければ意味がないということが大切なことである一方で、市がこれからも持続可能であるとか、将来世代に大きな負担を残すことに対してどうなのかというところも加味しまして、市として、現時点で市そして市民にとって、この活用案が一番いい方法ではないかということで出させていただきました。この活用案について、小学校等閉校後施設活用検討委員会及び各地区区長様にご説明させていただき、12月ぐらいまでをめぐりに各地域のお話も聞かせていただく中で、もう一度市としてこれが一番いいのではないかと、市及び市民にとって一番いいのではないかと活用案を3月に決定させていただきたいと思っております。思いとは違う活用方法になってしまうこともあるかもしれませんが、市として最大限考えた案ということで、ご理解いただくとありがたいと思っております。

こちらの小学校等閉校後施設活用検討委員会は全部で3回開催させていただきましたが、お忙しい中ご出席いただきましてありがとうございました。

たくさんのご意見をいただいた結果、活用案を作成することができました。本当にありがとうございました。また今後も市のことをいろいろと考えていく中でご意見を聞かせていただきたいと思いますので、これからもどうぞよろしくお願いたします。

市：最後に11月19日の神戸新聞に跡地の件が掲載されていた件についてですが、他の地域に説明に行った際に、米田小学校は給食センターで決定したのかと言われましたが、本日の資料の8ページに「米田小学校は底地整備が完了していないことに加え、給食センターなどの公共施設の建築の可能性を考慮し、施設の解体撤去を公共施設用地として引き続き市が保有します」と記載しているとおおり、まだ給食センターについてはどうするか検討中であり、決定事項ではありませんので、そういった理解をお願いします。